

婚姻や離婚等による〔氏名変更〕

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 戸籍住民課 054-354-2126 (蒲原支所) ☆戸籍住民係 054-385-7760	10番窓口	婚姻、離婚、養子縁組等の届出をする場合	- 届出の種類や状況により、持ち物や届出書類の記載内容が異なりますので、事前に戸籍住民課にお問合せください。 - マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付）をお持ちの方はそれらのカードが必要です。 - 外国籍の方については別途、ご相談ください。
1階 保険年金課 国民健康保険 054-354-2141 国民年金 054-354-2134 後期高齢者医療 054-354-2208 (蒲原支所) ☆税・保険年金係 054-385-7780	7番窓口	国民健康保険に加入している方が婚姻・離婚・養子縁組等の届出をした場合	- 戸籍住民課での手続きをした後、7番窓口で国民健康保険証を差替えます。 「国民健康保険証」等を持参してください。 - 世帯主の氏名が変わる場合、加入者全員の「国民健康保険証」等を持参してください。 「<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>」、「<u>限度額適用認定証</u>」、「<u>特定疾病療養受療証</u>」をお持ちの方は、合わせて持参してください。 ※マイナンバーの記載を求める場合があります。
	8番窓口	[年金加入者] 国民年金加入者（自営業者や学生等の第1号被保険者）の氏名が変更となった場合	戸籍住民課で戸籍の届出をすることにより国民年金の氏名が変更されます。 ※厚生年金の加入者（第2号被保険者）と、その被扶養配偶者（第3号被保険者）は、勤務先に届け出てください。
		厚生年金加入者の被扶養配偶者が離婚した場合	離婚により第1号被保険者への変更手続きが必要な場合があります。8番窓口にお問合せください。
	9番窓口	[年金受給者] 国民年金、厚生年金等受給者氏名が変更になった場合 ・60歳以上で、まだ年金を受給していない方の氏名が変更になった場合	年金事務所へ届出が必要な方と、不要な方がいます。 基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルへお問合せください。 ねんきんダイヤル：0570-05-1165 （050から始まる電話の方は、03-6700-1165） ※共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。
1階 高齢介護課 (蒲原出張所) ☆福祉係 054-385-7790	高齢者福祉係	外国人高齢者福祉手当を受けている方（S7.4.1以前に生まれ住民登録されており、かつ所得要件等あり）の氏名が変更になった場合	手続きが必要ですので高齢者福祉課（静岡庁舎）へご連絡ください。 問合せ先【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】
	介護保険係	介護保険被保険者証を持っている方の氏名が変更になった場合	介護保険被保険者証等の氏名の書き換えを行います。 介護保険被保険者証、持っている方は負担割合証等を介護保険係へ届出してください。

清水区役所版

令和7年4月

★は蒲原市民センターにおける担当窓口

婚姻や離婚等による〔氏名変更〕

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
3階 子育て支援課 （蒲原出張所） ☆福祉係 054-385-7790	給付係	20歳未満の児童の両親が離婚した場合	該当する可能性のある制度 ・児童手当の受給者の切り替え ・子ども医療費受給制度の登録変更 ・児童扶養手当の申請 ・ひとり親家庭等医療費助成制度の申請
		20歳未満の児童の母子/父子家庭が婚姻した場合	該当する可能性のある制度 ・児童手当の受給者の切り替え ・子ども医療費受給制度の登録変更 ・児童扶養手当の喪失 ・ひとり親家庭等医療費助成制度の喪失
		20歳未満の児童の親や児童が氏名変更した場合（婚姻や離婚以外）	該当する可能性のある制度 ・児童手当の登録変更 ・子ども医療費受給制度の登録変更 ・児童扶養手当の変更など（事情により異なります） ・ひとり親家庭等医療費助成制度の変更など（事情により異なります）
		婚姻や縁組等により、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の借受人、連帯借受人又は連帯保証人の氏名が変更になった場合	・本人が届け出てください。 ※蒲原出張所取扱い不可
	入園係	こども園・保育園・幼稚園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族の氏名が変更になった場合	・保護者が届け出てください。（変更届を提出していただきます。） （支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の <u>支給認定証</u> をご返却ください。）
		こども園・保育園・幼稚園等に通園（申込）している児童の親が婚姻や離婚した場合	・保護者が届け出てください。（変更届を提出していただきます。） （支給認定証の記載内容に変更が生じる場合には、お手元の <u>支給認定証</u> をご返却ください。）
1階 障害者支援課 （蒲原出張所） ☆福祉係 054-385-7790		身体障害者手帳の所持者の氏名が変更になった場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>身体障害者手帳</u> ※再交付希望の場合、 <u>写真 縦4cm×横3cm</u> をお持ちください。
		療育手帳の所持者の氏名が変更になった場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>療育手帳</u> ※再交付希望の場合、 <u>写真 縦4cm×横3cm</u> をお持ちください。
		精神障害者保健福祉手帳所持者が氏名を変更した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>精神障害者保健福祉手帳</u>
		特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者が氏名変更した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>受給者の新しい氏名名義の口座がわかるもの。</u> ※内容によって持参していただくものが異なりますので、支援係（054-354-2122）へお問い合わせください。
		心身障害者扶養共済制度に加入している方の氏名が変更になった場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>加入証書、戸籍抄本</u>
		自立支援医療（更生医療・精神通院）受給者が氏名を変更した場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）、申請人の身元を確認できるもの（窓口で提示していただきます。）、申請代理人の身元を確認できるもの（申請代理人が来庁される場合）</u>
		重度心身障害者医療費助成金受給者証の氏名が変更になった場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・変更届を書いていただき、受給者証の氏名を変更します。 ・ <u>重度心身障害者医療費助成金受給者証、新しい氏名名義の預金通帳及び加入している健康保険の資格情報が分かるもの（資格確認書など）</u>
		障害福祉サービス受給者の氏名が変更になった場合	・本人、家族または親族が手続きをしてください。 ・ <u>障害福祉サービス受給者証（施設入所の障害児分は除く）、申請者の身元を確認できるもの（窓口で提示していただきます。）、申請代理人の身元を確認できるもの（申請代理人が来庁される場合）</u>

令和7年4月
★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
2階 保健所 清水支所 054-354-2153	疾病対策係	被爆者健康手帳を持っている方が氏名を変更した場合	・本人または家族が届け出てください。 ・被爆者健康手帳、氏名変更が確認できる戸籍抄本、被爆者が手当てを受けている場合は手当証書、本人の振込金融機関の口座番号のわかるもの
		特定医療（指定難病）受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問合せのうえ、本人または家族が手続きをしてください。 ・特定医療（指定難病）受給者証 ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。
		小児慢性特定疾病医療受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問合せのうえ、本人または家族が届け出てください。 ・小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。
		自立支援医療（育成医療）受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問合せのうえ、本人または家族が届け出てください。 ・自立支援医療受給者証（育成医療）
		未熟児養育医療受給者が氏名を変更した場合	・担当にお問合せのうえ、家族が届け出てください。 ・養育医療券 ・紙の健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書 または、マイナ保険証（マイナポータルの画面の提示が必要です） ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。
		予防接種シールの発行を受けた方が氏名を変更した場合	・予防接種シールの氏名欄を保護者の方が訂正してください。 旧氏名を二重線で消し、余白に新氏名をご記入ください。 ・保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、新氏名が印字された予防接種シールを発行することもできます。（ <u>母子健康手帳を持参してください。</u> ）
2階 静岡市 まちづくり公社 市営住宅 054-354-2238		婚姻等により氏名に変更が生じた場合	・戸籍住民課で届出後、異動届提出（用紙は2階静岡市まちづくり公社にあります。） ・世帯全員が記載されている住民票で氏の変更の確認ができるもの（続柄、本籍記載） ・戸籍謄本
4階 清水区役所 地域総務課 054-354-2361	区民生活係	戦傷病者手帳を持っている方が氏名変更した場合	・戦傷病者異動等届を提出してください。 ・戦傷病者手帳、氏名を変更したことが確認できる戸籍、未使用の乗車券引換証（ある方のみ）、届出者の本人確認書類
		戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が氏名変更する場合	・清水区地域総務課（電話：054-354-2361）まで連絡してください。
6階 水道事務所 （水道・下水道）		婚姻、縁組等により、清水大平山霊園利用者（名義人）の氏名が変更になった場合	・清水区役所地域総務課へお越しください。市営墓地利用者氏名変更届出書をお渡しします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 市営墓地利用者氏名変更届出書、市営墓地利用許可証、氏名が変更になったことがわかる戸籍
		・使用者の氏名が変更になるとき ・支払者の氏名が変更になるとき	・電話にてご連絡ください。 ・連絡先 【上下水道お客様サービスセンター 電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後7時 ※ただし3・4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。
2階 動物愛護センター	動物愛護第2係	口座振替納付をご利用で、口座名義に変更があった場合	・金融機関の窓口で口座名義を変更していただき、変更後、上記【上下水道お客様サービスセンター】にご連絡ください。
		犬の飼い主として登録している方の氏名が変更になった場合	・本人または家族が届け出てください。（電話でも可） （問合せ先） 動物愛護センター ※市外局番（054） 静岡市清水区役所 2階 動物愛護第2係（清水区） 354-2403 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 蒲原支所 地域振興係（清水区蒲原・由比） 385-7730 静岡市葵区産女953番地 動物愛護第1係（葵区・駿河区） 278-6409

令和7年4月
★は蒲原市民センターにおける担当窓口

申請場所	窓口	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）																								
＜清水庁舎外＞																											
市立図書館各館		図書館カードの交付を受けている方の氏名が変更になった場合	- 証明書を持参し、本人が家族が届け出てください。（姓の変更は、証明書不要） - 電子申請サービスからも申請が可能です。 〔図書館 問合せ先〕※市外局番（054） <table><tr><td>清水中央図書館</td><td>354-1331</td><td>南部図書館</td><td>288-2151</td></tr><tr><td>清水興津図書館</td><td>360-4311</td><td>西奈図書館</td><td>265-2556</td></tr><tr><td>蒲原図書館</td><td>388-3456</td><td>長田図書館</td><td>259-7878</td></tr><tr><td>中央図書館</td><td>247-6711</td><td>北部図書館</td><td>653-1817</td></tr><tr><td>御幸町図書館</td><td>251-1868</td><td>麻機分館</td><td>248-5035</td></tr><tr><td>薬科図書館</td><td>278-4100</td><td>美和分館</td><td>296-6501</td></tr></table>	清水中央図書館	354-1331	南部図書館	288-2151	清水興津図書館	360-4311	西奈図書館	265-2556	蒲原図書館	388-3456	長田図書館	259-7878	中央図書館	247-6711	北部図書館	653-1817	御幸町図書館	251-1868	麻機分館	248-5035	薬科図書館	278-4100	美和分館	296-6501
清水中央図書館	354-1331	南部図書館	288-2151																								
清水興津図書館	360-4311	西奈図書館	265-2556																								
蒲原図書館	388-3456	長田図書館	259-7878																								
中央図書館	247-6711	北部図書館	653-1817																								
御幸町図書館	251-1868	麻機分館	248-5035																								
薬科図書館	278-4100	美和分館	296-6501																								
静岡庁舎新館13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係	し尿くみ取り世帯の世帯主が氏名を変更した場合	本人または家族が届け出てください。（電話でも可）054-221-1264																								
静岡庁舎新館15階 戸籍管理課 054-221-1297	霊園・斎場係	婚姻、縁組等により、愛宕・沓谷・沼上霊園利用者（名義人）の氏名が変更になった場合	- 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 - 必要書類をご説明し、市営墓地利用者氏名変更届出書を送付いたします。 - 後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 - 市営墓地利用者氏名変更届出書、市営墓地利用許可証、氏名が変更になったことがわかる戸籍																								
		婚姻、縁組等により、静岡市営納骨堂利用者（名義人）の氏名が変更になった場合	- 届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 - 必要書類をご説明し、市営納骨堂利用者氏名変更届出書を送付いたします。 - 後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 - 納骨堂利用者氏名変更届出書、納骨堂利用許可証、氏名が変更になったことがわかる戸籍																								